様式第90号（第33条関係）

|  |
| --- |
| 一時停泊命令書 |
| 年　　月　　日住(居)所(所在地)氏名(名称)　　　　　殿村長　　　　　　　滞納処分のため必要があるので、下記の船舶（航空機）の一時停泊を命じます。 |
| 滞納者 | 住(居)所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 計 |
|  |  |  |  | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 下記の金額(円) | 円 |
|  |  |  |  |  |  | 〃 |  | 〃(　) |  |
|  |  |  |  |  |  | 〃 |  | 〃(　) |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 停泊場所 |  | 停泊命令日時 | 年　月　日　時から年　月　日　時まで |
| (航空機)ずる船舶停泊を命 |  |
|  |
|  |
|  |
| 法規　　及び根拠する理由命令を発 |  |
|  |
|  |
| 国税徴収法第70条第2項 |
| 1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額は切り捨てます｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で(　)書の金額はこの命令書を作成した日までのものです。 |
| 注意 | この命令について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により村長に審査請求をすることができます。 |